

日本セラミックス協会 協会活動有功賞 規程

2016年11月24日改訂 理事会承認

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本セラミックス協会細則第11章64条に基づき、協会活動有功賞について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当協会の運営、事業などの活動で顕著な貢献のあった者を表彰することにより、会員の協会活動に対する参加意欲の増大を促すとともに、協会活動の更なる発展を図る。

(賞の名称)

第3条 賞の名称は「日本セラミックス協会 協会活動有功賞」とする。

(表彰の件数)

第4条 表彰の件数は、1年1回 若干名程度とする。

(受賞候補者の資格)

第5条 受賞候補者の資格は、会員歴10年以上の会員又はそれと同等に継続して協会諸活動に従事したと認められる者。

2 委員会、部会の役員並びにそれに準ずる活動をしたと認められる者

(推薦手続)

第6条 受賞候補者の推薦者は 当協会の支部長、委員長、部会長とする。

2 推薦者は、貢献のあった者1人を受賞候補者として推薦することができる。

3 推薦者は、所定の推薦書を運営委員長宛に提出する。

(選考委員会)

第7条 受賞候補者選考のため、運営委員会内に日本セラミックス協会活動有功賞選考委員会を置く。
委員会の構成は、委員長1人、委員9人の計10人とする。

2 選考委員長は運営委員長とし、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 選考委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 選考委員は運営委員会において選出し、理事会の承認を得て、運営委員長が委嘱する。

(選考の方法)

第8条 協会活動有功賞選考委員会における選考の方法は別に定める内規による。

(選考結果の承認)

第9条 選考委員長は選考理由を付して、受賞候補者の選考結果を3月理事会に答申する。

(表彰)

第10条 表彰は、会長名による表彰とし、総会の席上でこれを行う。

(規程の変更)

第11条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を得て行うものとする。

付 則 この規程は、理事会承認の日（平成16年3月19日）から施行する。

改訂の経緯

2004年3月19日 理事会制定 理事会承認

2007年9月25日 第5条、第7条一部変更

2016年11月24日 第6条一部改訂